住所　横浜市鶴見区鶴見中央２丁目20番５号
　李石大　昭和18年７月26日生
住所　横浜市戸塚区品濃町1803番地５
　陳燕平　昭和50年10月13日生
住所　横浜市西区みなとみらい５丁目３番１―Ｐ―711号
　李耕宜　昭和58年２月１日生
住所　神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目４番10―201号
　文明美　昭和40年７月２日生
住所　神奈川県平塚市西八幡３丁目９番20―403号
　アリエーラ・ノダ・ガスパー・オリベイラ　昭和57年２月21日生
住所　神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目２番地12
　李和植　昭和22年３月１日生
　権佐由美　昭和30年12月23日生
　李好志　昭和53年２月15日生
住所　神奈川県平塚市めぐみが丘２丁目９番14号
　梁俊　昭和49年７月10日生
住所　神奈川県小田原市南鴨宮２丁目37番７号
　趙美淑　昭和53年６月23日生
住所　神奈川県平塚市岡崎6345番地４
　ヒデオ・マツダ　昭和24年４月７日生
住所　神奈川県綾瀬市蓼川３丁目６番28号
　李黎明　昭和61年12月22日生
住所　神奈川県大和市柳橋２丁目16番地10
　包賽男　昭和47年９月16日生
住所　神奈川県海老名市社家70番地
　マルタ・カロリナ・タカミチ・ガビラン　平成元年11月11日生
住所　相模原市南区上鶴間本町８丁目57番４号
　洪輝子　昭和22年３月21日生
住所　長崎県佐世保市新田町689番地28
　蒋敏麗　昭和44年12月10日生
住所　広島県東広島市西条下見６丁目８番23―311号
　蒋儀　平成７年10月30日生
住所　東京都江戸川区北篠崎２丁目９番４号
　宮成福　平成４年６月６日生
住所　東京都世田谷区野沢３丁目27番３号
　マシュー・モンロー・ランズ　昭和39年10月15日生
住所　東京都国分寺市本多３丁目10番18号
　尹良任　昭和９年12月10日生
住所　東京都小金井市梶野町４丁目２番28―401号
　李好實　昭和30年８月20日生
住所　大阪府東大阪市額田町５番16号
　朴成宗　昭和54年２月７日生
住所　大阪市城東区蒲生１丁目10番25号
　唐宇　昭和60年１月６日生
住所　大阪府寝屋川市三井南町30番１―811号
　傅丹昵　平成元年９月19日生
住所　大阪府東大阪市衣摺２丁目７番38号
　孔文子　昭和25年５月９日生
住所　大阪市生野区巽中３丁目16番22号
　金秀子　昭和14年７月19日生
　呉昌国　昭和42年２月12日生
住所　大阪市城東区鴫野西１丁目８番25号
　呉安国　昭和39年２月８日生
住所　大阪府大阪狭山市茱萸木７丁目1414番地
　林庚斗　昭和40年４月24日生
住所　大阪市城東区成育４丁目12番15号
　鄭昌煥　昭和44年２月13日生
住所　福岡県田川郡糸田町1849番地23
　禹鐘大　昭和22年７月28日生
　李貞子　昭和26年６月13日生
　禹鎭学　昭和54年12月21日生
住所　福岡県田川市桜町11番４―12号
　禹鎭徳　昭和49年２月22日生
　金純子　昭和50年６月11日生
　禹相鋪　平成16年５月９日生
　禹相鍼　平成19年２月11日生
　禹相鋒　平成21年２月26日生
住所　福岡県飯塚市太郎丸1669番地２
　禹鎭守　昭和53年２月24日生
住所　静岡県富士市富士見台５丁目２番地９
　ミルトン・コウジ・サカグチ　昭和39年８月６日生
　エリアネ・ゲデス・サカグチ　昭和40年９月10日生
　タリタ・スエミ・サカグチ　平成６年４月22日生
　ウィリアン・ヒデキ・サカグチ　平成７年10月25日生
　ガブリエル・ユウジ・サカグチ　平成11年３月２日生
住所　京都市北区紫野南舟岡町61番地33
　魏星愛　昭和56年12月25日生
住所　京都府舞鶴市行永東町18番地11
　李根述　昭和30年５月28日生
　鄭美好　昭和32年６月26日生
住所　名古屋市中川区吉津１丁目902番地
　呉和利　昭和56年11月18日生
住所　愛知県豊田市折平町久治屋敷548番地８
　マルコス・アレシャンドレ・ヤマウチ　昭和57年10月16日生
住所　愛知県あま市上萱津左渡15番地７
　韓孝妃　昭和53年３月６日生
　韓伸明　昭和57年４月13日生
住所　愛知県北名古屋市石橋郷52番地
　朴信雄　昭和22年２月６日生
住所　名古屋市中区松原３丁目12番５号
　朴吉江　昭和23年11月22日生
　趙眞妃　昭和48年２月18日生
　趙芳妃　昭和49年８月６日生
住所　愛知県清須市西堀江1851番地３
　趙在信　平成２年10月18日生
住所　愛知県北名古屋市九之坪天下地81番地
　趙香織　昭和61年９月24日生
住所　名古屋市名東区猪子石１丁目1803番地３
　曺永高　昭和36年６月19日生
　金美千代　昭和39年12月９日生
　曺真俥　平成８年９月25日生
　曺櫻姫　平成10年９月30日生
住所　東京都江東区南砂２丁目28番８―902号
　魏銘含　平成19年８月29日生

## ○厚生労働省告示第二百五十七号

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月十二日）から適用する。

平成二十六年六月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

第一　薬事法第五十条第九号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）を次のように改正する。

題名中「第五十条第九号」を「第五十条第十号」に改める。

第一　薬事法第五十条第十一号及び第五十一条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成二十年厚生労働省告示第百二十二号）を次のように改正する。

第一号中「薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

第二　薬事法第五十条第十一号及び第五十一条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成二十年厚生労働省告示第百二十三号）を次のように改正する。

第一号中「薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

第三　放射性物質の数量等に関する基準（平成二十年厚生労働省告示第三百九十九号）を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項第六号」を「第一条第五項第七号」に改める。

第四　生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）を次のように改正する。

通則の部41中「第50条第７号」を「第50条第８号」に改める。

第五　薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）を次のように改正する。

題名及び本則中「第三十六条の三第一項第二号及び第二号」を「第三十六条の七第一項第二号及び第二号」に改める。

第六　薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成二十年厚生労働省告示第百二十二号）を次のように改正する。

第一号中「薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

第七　薬事法第五十条第十一号及び第五十一条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品（平成二十一年厚生労働省告示第二十七号）を次のように改正する。

題名及び本則中「第五十条第十一号」を「第五十一条第十二号」に改める。

第八　薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）を次のように改正する。

題名中「第二百十条第五号」を「第一条第三項第五号」に改める。

第一　薬事法第五十条第十二号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等（昭和五十五年厚生省告示第百六十六号）を次のように改正する。

題名中「第五十条第十二号等」を「第五十条第十三号等」に改め、医薬部外品の部中「第二十条第二項第二号」を「第二十条第二項」に改める。

第二　放射性物質の数量等に関する基準（平成二十年厚生労働省告示第三百九十九号）を次のように改正する。

第一条中「第一条第一項第六号」を「第一条第五項第七号」に改める。

第三　生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）を次のように改正する。

通則の部41中「第50条第７号」を「第50条第８号」に改める。

第四　薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）を次のように改正する。

題名及び本則中「第三十六条の三第一項第二号及び第二号」を「第三十六条の七第一項第二号及び第二号」に改める。

第五　薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成二十年厚生労働省告示第百二十二号）を次のように改正する。

第一号中「薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」を「薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」に改める。

第六　薬事法第五十条第十一号及び第五十一条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品（平成二十一年厚生労働省告示第二十七号）を次のように改正する。

題名及び本則中「第五十条第十一号」を「第五十一条第十二号」に改める。

第七　薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）を次のように改正する。

題名中「第二百十条第五号」を「第一条第三項第五号」に改める。